



第4次久留米市 食育推進プラン

令和4年度▶令和7年度



久留米市食育都市宣言

平成 18 年 11 月 11 日

食は、人が生きていくためにはなくてはならない、命の源です。緑豊かな耳納連山と、絶えることのない筑後川の水の流れに育まれた広大な大地、筑後平野に位置する私たちのふるさと久留米には、豊かな食の恵みがあります。

私たち久留米市民は、ふるさとが生み出す食の恵みと、大地を耕し、ふるさとを培っていただいた先人たちの努力に感謝します。そして、ふるさとの農業と、地域に伝えられてきた食文化を大切に守り育てます。

私たちは、安全・安心なふるさとの食材を活かして、健全な食生活を実践します。

私たちは、健康で長生きできるよう、規則正しく栄養バランスが良い食生活に努めます。

私たちは、子どもたちが、豊かな人間性を育み、健全な心身をつくり上げていくために、知育、体育、徳育の基礎となる食育を進めます。

私たちは、豊かな食を生み出すふるさとの自然環境を守り、資源を大切にします。

久留米市民みんなが参加し、久留米の食を大切にする「食育都市久留米」の推進をここに宣言します。

久留米市は、市民みんなが参加し、久留米の食を大切にするために、

平成 18 年 11 月に「久留米市食育都市宣言」を行いました。

目次

久留米市食育都市宣言	1 ページ
第1章 プラン策定にあたって	3 ページ
第1節 策定の背景	
第2節 プランの位置づけと計画期間	
第2章 久留米市の食育推進の現状と課題	7 ページ
第1節 第3次プランの成果と課題	
第2節 第3次プランの総括	
第3章 第4次プラン	21 ページ
第1節 第4次プランの基本方針	
第2節 目標像	
第3節 施策および目標指標	
第4節 推進体制と進行管理	
第4章 市民の行動指針	31 ページ
資料編	33 ページ
1. 用語解説	
2. 食育基本法	
3. 第4次プランの策定経過	

第1章

プラン策定にあたって

第1章 プラン策定にあたって

第1節 策定の背景

1. 国の動向

我が国の食をめぐる環境は大きく変化してきており、様々な課題を抱えています。

少子高齢化の進行や人口減少、世帯構造の変化が拡大する中、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防は、引き続き国民的課題であるとともに、食に関する価値観や暮らしの在り方は多様化し、健全な食生活を実践することが困難な場面も増えてきています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行は、人々の生命や生活のみならず、行動・意識・価値観にまで波及しており、「新たな日常」やデジタル化に対応して、食育を着実に推進していくことが必要です。

また、我が国の食料自給率は低く、海外からの輸入に頼る一方で、大量の食品ロスが発生しており、食の在り方を考えるうえで環境問題は避けられない課題となっています。

国は、現在及び将来にわたる健康で文化的な生活と豊かで活力ある社会の実現に向けて、食育を国民運動として推進していくため、平成17年6月に『食育基本法』を制定し、これに基づき平成18年3月に『食育推進基本計画（計画期間：平成18～22年度）』を、平成23年3月に『第2次食育推進基本計画（計画期間：平成23～27年度）』を、平成28年3月に『第3次食育推進基本計画（計画期間：平成28～令和2年度）』を策定し、推進してきました。

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、2030年までに達成すべき17の目標と169のターゲットから成る「SDGs（持続可能な開発目標）」が示されました。その中で、食育の推進は、SDGsの達成に寄与するものとして、国の「SDGsアクションプラン2021」の中に位置づけられ、令和3年3月に策定された『第4次食育推進基本計画（計画期間：令和3～7年度）』においては、以下の3つの重点事項に基づき、推進に取り組んでいます。

第4次食育推進基本計画の基本的な方針（重点事項）

- 1 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
- 2 持続可能な食を支える食育の推進
- 3 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

2. 県の動向

福岡県では、平成18年3月に『ふくおかの食と農推進基本指針』を、平成25年3月に『福岡県食育・地産地消推進計画（計画期間：平成25～29年度）』を、その後、平成30年5月に同計画を平成30年度から5年間を計画期間として策定し、2つの目標と4つの目指す方向のもと、施策を総合的に展開しております。

- 【目標】
- 県民の健康で豊かな生活の実現
 - 本県農林水産業への県民の広範な支持を拡大

- 【目指す方向】
- 1 家庭・地域における食育の推進
 - 2 学校における食育の推進
 - 3 農林水産業への理解促進による地産地消の推進
 - 4 食育・地産地消県民運動の展開

3. 本市の動向

本市では、市民みんなが参加し、久留米の食を大切にするため、平成18年11月に「久留米市食育都市宣言」を行いました。

また、食育基本法を受け、国の「食育推進基本計画」、県の「福岡県食育・地産地消推進計画」を踏まえ、『久留米市食育推進プラン（計画期間：平成19～平成22年度）』（以下、「第1次プラン」という。）、『第2次久留米市食育推進プラン（計画期間：平成23～平成27年度）』（以下、「第2次プラン」という。）、『第3次久留米市食育推進プラン（計画期間：平成28～令和3年度）』（以下、「第3次プラン」という。）を策定し、3つの視点と4つの柱に基づき、教育、子育て、健康、農業、環境などの様々な分野で食育推進を図ってきました。

【第1次プランの特徴】

食育都市宣言の4項目の基本的な考え方を柱に推進する。

3
つ
の
視
点

- 市民みんなが参加する
- 農業生産都市の特性を生かす
- 本市の地域資源を生かす

- 4
つ
の
柱
- 安全・安心な食
 - 健やかな食
 - 生きる力を育む
 - 食の循環

【第2次プランの特徴】

本市の優れた特性を生かし、周知と実践の更なる強化によって推進する。

◎テーマ：『市の特性を生かした市民協働による「生きる力を育む」食育』

3
つ
の
視
点

- 市民みんなが参加し、協働する
- 農業生産都市の特性を生かす
- 本市の地域資源を生かす

- 4
つ
の
柱
- 久留米産農産物の消費を通じた安全・安心な食育
 - 健全な食生活を送る食育
 - 生きる力を育む食育
 - 食への感謝と資源を大切にする食育

【第3次プランの特徴】

食育の取組を循環させていくため、次世代を担う子どもやその保護者、若い世代への推進を強化し、学校や家庭などを中心に重点的に推進する。

◎目標像：『市民みんなが食へ感謝し、健全な食生活を実践するまち』

3
つ
の
視
点

- 若い世代が主体的に取り組み次世代へつなげる
- 協働の取組を広げる
- 久留米市の特性を生かす

4
つ
の
柱

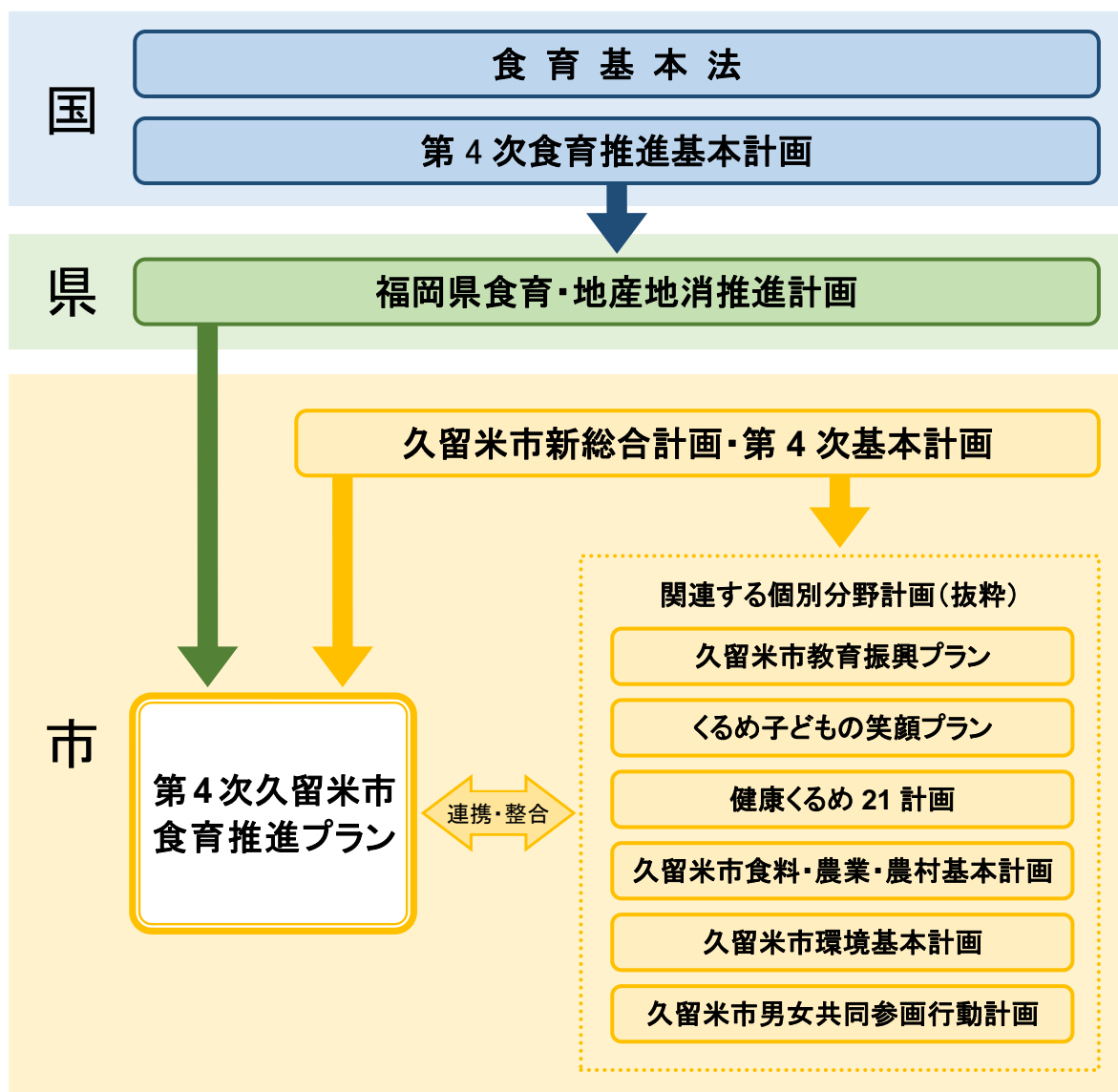
- 生きる力を育む食育
- 健全な食生活を推進する食育
- 農業・農産物への理解を促進する食育
- 環境と調和を図る食育

第2節 プランの位置づけと計画期間

1. プランの位置づけ

第4次久留米市食育推進プラン(以下「第4次プラン」という。)は、食育基本法第18条に基づいて策定した、久留米市の食育推進計画です。

また、国の「第4次食育推進基本計画」、及び県の「福岡県食育・地産地消推進計画」、本市の「久留米市新総合計画」を上位計画とし、各分野における個別計画との連携・整合を図り、策定しています。



2. 計画期間

令和4～令和7年度(4年間)

計画期間は、国の第4次食育推進基本計画における計画期間の終期との整合を図り、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

第2章

久留米市の食育推進の現状と課題

第2章 久留米市の食育推進の現状と課題

第1節 第3次プランの成果と課題

本市は、平成28年3月に策定した第3次プランに基づいて、食育に関する事業を計画的に推進してきました。これまでの成果を踏まえ、次のとおり評価し、課題を整理します。

1. 目標指標の達成状況

第3次プランの目標指標の達成状況は、全15項目（うち1項目が重複）中、A評価（目標値を達成した）は3項目、B評価（基準値より向上したが目標値を未達成）は7項目、C評価（基準値より低下した）は5項目（うち1項目が重複）でした。

各施策共通の重要な目標指標である『食育に関心を持つ市民（20、30歳代）の割合』は、平成28年度から80%を超える高い数値で推移し、令和元年度の数値では85.5%と目標値より12.5ポイント上昇しています。これは、第1次プランから約15年にわたり関係団体や市民団体等と継続して啓発や取組を行ってきたことによる一定の成果がみられたたものです。

基本施策 I 生きる力を育む食育

No.	項目	単位	基準値 (H26年度)	実績値 (R1年度)	目標値 (R3年度)	達成度 (真近の実績)
1	栄養教諭等が食育の授業や短時間の食育指導を実施した学校数の総計	%	53/63校 (84%) ※H27年度	63/63校 (100%)	63/63校 (100%)	A
2	食育啓発促進校に指定された学校の総計	%	34/63校 (54%) ※H27年度	56/63校 (89%)	63/63校 (100%)	B
3	朝食を欠食する小・中学生の割合	%	小学生 1.2% 中学生 1.9% ※H27年度	小学生 1.4% 中学生 2.6%	小学生 0.8% 中学生 1.8%	C
4	残食率の平均値	%	小学校 米 2.4% パン 3.4% 副食 2.2% 中学校 米 4.7% パン 3.5% 副食 3.2%	小学校 米 2.5% パン 3.0% 副食 2.7% 中学校 米 1.1% パン 0.8% 副食 0.7%	小学校 米 2.0% パン 3.0% 副食 2.0% 中学校 米 4.0% パン 3.0% 副食 3.0%	B
5	学校給食で導入した久留米産農産物の使用割合	%	49% (470t/959t)	47% (450t/962t)	50% (20t増)	C
6	保護者に対して2種類以上の食育啓発を行っている保育所・幼稚園・認定子ども園の割合	%	83.5% (81/97園)	95.8% (92/96園)	100% (96/96園)	B
7	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる3歳児の1週間当たりの「共食」の回数	回	12.7回/週 ※H28年度	12.5回/週	+1回/週	C

基本施策Ⅱ 健全な食生活を推進する食育

No.	項目	単位	基準値 (H26年度)	実績値 (R1年度)	目標値 (R3年度)	達成度 (真近の実績)
1	食育の取組を行う高校・大学の割合	%	72% (13/18校)	89% (16/18校)	100% (18/18校)	B
2	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる 3歳児の1週間当たりの「共食」の回数	回	12.7回/週 ※H28年度	12.5回/週	+1回/週	C
3	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を 1日2回以上ほぼ毎日食べている市民 の割合	%	56.7%	50.8%	75%	C

基本施策Ⅲ 農業・農産物への理解を促進する食育

No.	項目	単位	基準値 (H26年度)	実績値 (R1年度)	目標値 (R3年度)	達成度 (真近の実績)
1	農業・農村の多面的機能について学ぶ 小学校の割合	%	0% (0/46校) ※H27年度	100% (46/46校)	100% (46/46校)	A
2	産地消を意識している市民の割合	%	49.4%	52.7%	65%	B
3	料理講習会の男性参加率と子育て世代 (40歳代までの)参加率	%	男性 11.2% 子育て世代 5.6%	男性 11.2% 子育て世代 5.6%	男性 11.2% 子育て世代 5.6%	B

基本施策Ⅳ 環境との調和を図る食育

No.	項目	単位	基準値 (H26年度)	実績値 (R1年度)	目標値 (R3年度)	達成度 (真近の実績)
1	生ごみリサイクルに取り組む団体数	件	92件	117件	121件	B

基本施策Ⅳ 食育への理解と関心を高める

No.	項目	単位	基準値 (H26年度)	実績値 (R1年度)	目標値 (R3年度)	達成度 (真近の実績)
1	食育に関心を持つ市民(20、30歳代)の 割合	%	68%	85.5%	73%	A

達成度の評価基準は、以下のとおり評価しました。(注)

A 評価:実績値(R1年度)が、目標値(R3年度)を達成

B 評価:実績値(R1年度)が、基準値より向上したが、目標値(R3年度)を未達成

C 評価:実績値(R1年度)が、基準値より低下

(注)

第3次プランの計画期間は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から令和3年度へ終期を1年間延長しました。しかしながら、令和3年度においても、コロナ禍により各種事業や市政アンケートモニター調査の実施が中止となり、多くの指標項目の実績値が把握できなかったことから、令和元年度実績値に基づき各施策項目の評価を行っています。

2. 目標指標の事業実績、成果と課題及び全体的な評価

第3次プランの4つの基本施策及び共通施策における事業実績、成果と課題及び全体的な評価を次のとおり整理します。

I 生きる力を育む食育

個別施策	事業実績	成果と課題
1.食に関する指導の充実	<p>①久留米市栄養教諭等研究会の活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■栄養教諭等が給食時間に食に関わる指導(食のマナー、心身の健康、感謝の心等)を実施。 ■児童生徒と保護者を対象とし、食育講演会や朝食の親子料理教室を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ●栄養教諭等による給食時間での指導により、給食の残食の減少、食事のマナーの改善、食への興味関心の高まりなど児童生徒の変容が見られた。また、コロナ禍でも継続的な指導を行うために、「手洗いの重要性」「朝ごはんの大切さ」等の映像資料を作成し、活用した。 ●食に関する指導の充実として、給食時間に加え、担任と連携して食に関わる教科等指導の充実が必要である。
2.家庭への食育啓発の促進	<p>①食育啓発促進校のPTAが行う食育啓発への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ■市内の小・中学校(毎年5～7校)を食育啓発推進校に指定し、学校のみならず家庭と連携した食育啓発の活動を展開。 	<ul style="list-style-type: none"> ●PTAと連携し、「生活リズムカード」を活用した朝ごはんの摂取を促す取組や食育講演会の実施、また食への関心を高める「お弁当の日」等を実施し、家庭への食育啓発につながった。 ●朝食摂取率を向上させるためにも、三者協働(学校・家庭・地域)の取組を展開していく必要がある。
3.学校給食を通じた食育の推進	<p>①給食時間における食に関する指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ■行事食、郷土料理、世界の料理、カミカミ献立、教科と関連した献立、和食の日、朝ごはんの日等を盛り込んだ献立年間計画の作成。 ■日々の献立にテーマを持ち、校内放送や掲示物など「生きた教材」として献立を活用した食育の推進。 <p>②学校給食への久留米産農産物の導入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■月に2回「地場産の日」設定。 ■H29年度から米飯給食(久留米産米)を週4日に増加。 ■児童・生産者と共同での野菜作り、収穫、交流給食の実施。 ■久留米産農産物を使用する料理コンクールの実施、及び給食導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ●毎日の給食を通して、児童生徒の食に関する興味関心を高めることができた。 ●子どもの食欲や食物アレルギー等個別対応が求められる中、食への関心を高める給食指導や献立の工夫がさらに必要である。 ●久留米産農産物を学校給食に取り入れることで、児童生徒の食材への関心や地域の農産物への理解を深めることができた。 ●引き続き生産者や納入業者と連携し、安定的な食材供給を図り、久留米産農産物の学校給食への導入促進を進める必要がある。

個別施策	事業実績	成果と課題
4. 保育所、幼稚園、認定こども園での給食や活動を通じた食育の推進	<p>①子どもに適した給食の提供と食育活動の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ■各園において、発育や発達などに適した給食の提供が行われるよう適切な食事計画や献立作成を行うため情報提供や研修等を実施した。 ■継続して各園の食育計画に基づいた食育の取組を実践するとともに、食育事業に関する情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市食育事業に関する情報提供や認可保育所等で3歳以上児への主食提供を行い、給食の充実及び家庭の負担軽減等を図った。 ●これらの取組は子どもに適した給食の提供と食育活動の継続に不可欠なため、今後も内容を検討しながら行っていく
5. 子育て支援事業等を通じた食育の推進	<p>②保護者への食支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ■食育だよりの発行、給食試食会や親子クッキングの実施、保護者向け食育講座の開催など、保育所、幼稚園、認定こども園において、保護者への食に関する支援を行った。 ■園からの依頼に応じて市栄養士による食育講座を行った。 【H28～R1 年度計 22 園、参加者 735 人】 	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所、幼稚園、認定こども園において、食育だよりの発行、給食展示や試食会、親子クッキングの実施や食育講話の開催など、保護者への食育の啓発を図った。 ●保護者への効果的な情報提供の資料作成や方法について、具体的な対応策を園と協議検討する必要がある。
	<p>①地域子育て支援センター等での食育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地域子育て支援センター、子育て交流プラザくるるん、児童センターの各子育て支援拠点施設において、家庭での正しい食習慣を推進するための食育に関する講話や離乳食相談を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●食育に関する講話などを行うことで、正しい食生活の推進が図れた。また、離乳食相談に対応することで食に関する保護者の悩みの解消に繋げることができた。 ●参加人数を制限しているため、講座の開催回数や方法を見直す等の工夫が必要である。
	<p>②幼児の食に関する情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ■冊子等を活用し、幼児食レシピ等の紹介や正しい食習慣について情報発信を行うとともに、食育イベント等により幼児の食に関する情報提供を実施。 ■乳幼児の食に関する啓発冊子の配布。 「子どもたちにたべさせたい料理レシピ集」 【H28～R2 年度 計 73,300 冊】 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児の食に関する啓発冊子の配布を継続して行うことにより、園に通う全ての家庭へ食育の啓発ができた。また、園を通して配布することで園自体が食育推進への意識向上がみられた。 ●効果的な情報の発信方法を検討する必要がある。
	<p>③多様な暮らしに配慮した子どもへの食支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ■子どもの食環境の向上や、地域で子どもたちを見守る環境づくりを支援するため、H28年度より子ども食堂事業費補助金事業を開始。加えて H30 年度より、様々な子ども食堂に対応できるよう「朝ごはん子ども食堂事業」や「夏休み等子ども食堂事業」などに対する補助を拡充した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども食堂事業費補助金を創設したことで、安定的な子ども食堂事業の運営や、子ども食堂事業の立ち上げ支援に寄与した。 ●子ども食堂を実施している校区と実施していない校区があるため、住んでいる校区で差がでないように子ども食堂の実施について、さらに推進していく必要がある。

全体の評価

- 子どもが健やかに成長し、生涯にわたって健康に生きる力を育むために、正しい知識と望ましい食習慣を身につける食育を推進した。
- 保育所・幼稚園・認定こども園、小中学校において、食育啓発促進校や、各保育所・幼稚園等での活動や、子育て支援事業などを通じて、家庭や地域との協働により、食育の取組を実践するとともに、栄養教諭による食に関する指導、学校給食への久留米産農産物の導入促進など、取組の更なる充実を図った。
- 目標指標は、7項目中、直近の数値が目標値を達成しているものが1項目、基準値を超えているものが3項目、基準値よりも悪化しているものが3項目という状況にある。「朝食を欠食する小・中学生の割合」について、H30年度からR1年度にかけては減少傾向であったものの、生活リズムの乱れから基準値を下回することは難しかった。「学校給食への久留米産農産物の導入促進」について、納入業者、農業団体及び生産者などと連携・調整しながら、調達可能な久留米産農産物は、最大限購入するとともに、新たな地場農産物を使用した献立の研究・開発や地場農産物の出荷時期に合わせた献立の作成など、様々な手法を検討しながら取り組みましたが、目標達成に至らなかった。「3歳児の共食回数」は基準値をわずかに下回るものの、推移もほぼ横ばいであり、幼児の共食に関する保護者の関心はある一定保たれていると考えられる。継続して、保育所・幼稚園や各学校での取組を行っていただくだけでなく、家庭や地域と連携した食育の推進を図っていく必要がある。

Ⅱ 健全な食生活を推進する食育

個別施策	事業実績	成果と課題
1. 次世代に伝えつなげる若い世代への食育の推進	<p>①高校生・大学生への食育推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 高校・大学でバランスのよい食事等についての講話・調理実習など食育教室を実施。 【H28～R1 年度 計 26 校、 R2 年度はコロナ禍により事業を中止】 ■ 学食メニューへの栄養成分表示の推進や「主食・主菜・副菜をそろえること」等の掲示物の設置など、食に関する情報提供・普及啓発を実施。 【R2 年度：全 18 校に掲示物配布】 ■ 学園祭で、食事バランス診断、歯磨き指導など体験型の食育イベントを実施。 【毎年 1 校に実施、 R2 年度はコロナ禍により事業を中止】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 食育教室により、高校生・大学生が自分の食生活を見直し、食事に関心を持つ「きっかけ」となった。学校が独自で調理実習などの食育に取り組んでいるところもあり、意識が向上してきていると考えられる。一方、学生からは「実践が難しい」という声も聞かれるため、いかに実践につなげるかが課題である。 ● 新たに「主食・主菜・副菜をそろえよう」のポスター配布や、配信動画の情報提供を行った。今後も、学校の状況等を把握し、各校で実現可能な食育実践の提案や支援を行い、取組が継続されるよう努める。
	<p>②母子保健事業における食育推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 離乳食教室やゆったり子育て相談会で、離乳食や子どもの食事の進め方等の指導と併せて、栄養バランスや生活リズムを整えること等も伝え、食育の充実を図った。 【離乳食教室： H28～R2 年度計 延べ 2,537 人 ゆったり子育て相談会： H28～R2 年度計 延べ 6,053 人】 ■ R1 年度よりマタニティ食事教室を新たに実施した。 【マタニティ食事教室：R1～R2 年度延べ 71 人】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 離乳食教室は毎年参加希望者が多く、子どもの食についての関心は高い。R2 年度はコロナ禍で、一部中止や人数制限を行った分、電話やメールでの栄養相談の案内や、離乳食の作り方についての動画を作成・公開するなど支援を続けた。 ● 「マタニティ食事教室」を新たに始め、切れ目ない食の支援ができるよう、今後も各種事業の中で取組を続ける。

個別施策	事業実績	成果と課題
2.生活習慣病予防・改善のための食育の推進	<p>①健康づくりを支える環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ■くるめ健康づくり応援店事業において、飲食店等と連携し「主食・主菜・副菜をそろえること」等の情報提供や栄養成分表示を推進。 【R2年度:167店】 ■H29年5月より「くるめ健康づくり応援店アプリ」を配信。 【アクセス累計 R2年度:16,826アクセス】 	<ul style="list-style-type: none"> ●H29年度より応援店の利用促進のため、ガイドブックやアプリ提示によりサービスを受けられる「特典付き応援店」を開始した。 ●今後は、登録店舗数の拡大に加えて、栄養バランスに配慮したヘルシーメニュー等を充実させ、健康に配慮した選択ができる食環境の整備も進めていきたい。
	<p>②地域における生活習慣病予防のための食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■食生活改善推進員が市民を対象に、生活習慣病予防のための講話と調理実習を実施。 【H28～R1年度 計459回、延べ8,005人】 ■R2年度はコロナ禍により、調理実習は中止し、季節のレシピや食と健康に関する資料を推進員に配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●食生活改善推進員により各地域で継続した活動が取り込まれ、市民の健康づくりに寄与している。近年は、「若い女性のやせ」や「高齢者の低栄養」等の世代別の食の課題についても内容に盛り込み、啓発を行っている。 ●家庭での実践につながるように、地元で手に入りやすい食材を使い、手軽にできるメニューのレシピを取り入れている。
	<p>③健診事業における食育推進活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ■特定健診の結果に応じて、特定保健指導、早期介入保健指導等を実施した。 ■特定健診受診者に配布する「健康管理ブック」で、「主食・主菜・副菜をそろえること」や「野菜摂取」に関する情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●特定保健指導等の実施者においては、健診結果の改善など一定の効果が現れている。 ●今後も健診事業を進める中で、受診率の増加、効果的な保健指導の実施について検討する。
	<p>④高齢者事業における食育推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■栄養改善や口腔機能の向上に関する情報発信を行う介護予防事業を拡大・拡充し、食育の充実を図った。 ■R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたが、高齢者の生活不活発による健康への影響が懸念され、完全中止にはせず、予防対策を徹底し講座を実施した。 【おたっしや出張講座: H28～R2年度計689回、延べ13,127人口からはじまる健康長寿講座: H30～R2年度計53回、延べ809人口の元気アップ出張講座: R1～R2年度計36回、延べ552人 認知症予防講座: H30～R2年度計28回、延べ596人】 	<ul style="list-style-type: none"> ●講座の参加者からは栄養改善や口腔ケアの大切さを再確認したという感想が多くみられ、事業目的を一定果たすことができた。 ●「日本人の食事摂取基準2020」においても、高齢者の食課題として「低栄養・フレイル予防」の観点改め盛り返り、今後も引き続き、介護予防事業等を通じた栄養改善や口腔機能の向上に関する情報提供を行う。

全体の評価

- 乳幼児期から高齢期までを対象にした様々な事業の中で「健全な食生活を推進する食育」を継続して取り組んできた。
- 目標指標としていた「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている市民の割合」については、国の同調査においても低下傾向にあり、実践の難しさ、特に若い世代における割合の低さが指摘されている。健康づくりにおいて健全な食生活を送ることは重要な要素であり、かつ、食生活は毎日繰り返し実践されることで時間をかけて成果を生むものであるため、これからも地道に取り組む必要がある。
- 今後は、若い女性のやせや高齢者の低栄養など「ライフステージ別の健康課題」も踏まえつつ、実践へつなげる取組を意識し、食育の充実を図っていく。また重点世代である若い世代に対して、動画や SNS といった新しい情報発信ツールの開発について検討していきたい。

Ⅲ 農業・農産物への理解を促進する食育

個別施策	事業実績	成果と課題
1. 農業体験等を通じた食と農の理解促進	<p>①農業体験の場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 農業団体等が小学校で実施する田植えや稲刈りなどの学童農園事業を支援。 【R2 年度実施校:39 校】 ■ 土づくり広場で、地域と連携して堆肥を活用した農業体験等の活動を実施。 【R2 年度参加者:10 人】 ■ H28 年度から農業・農村が持つ多面的機能を分かりやすく説明したチラシを作成し、久留米産農産物の学校配付事業とあわせて、市立の全小学校へ配付を行った。 【R2 年度配付人数:2,841 人】 ■ 公共施設等での多面的機能のパネルやチラシ設置により周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業体験等の取組は、小学生や消費者の食と農の理解促進につながっていると考えるが、R2 年度は、コロナ禍により十分な実施ができなかった。また、体験内容により、参加者数のばらつきがみられるため、関係機関等と工夫して、実施校や参加者の増加を図る必要がある。 ● 多面的機能の市民認知度は向上していないため、市民に分かりやすく関心を持ってもらえるように周知方法や内容を工夫する必要がある。
	<p>②食と農の情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「ふるさとくるめ農業まつり」を開催して、生産者と消費者の交流を図り食と農の重要性を周知。 R2 年度はコロナ禍により農業まつりが中止となったが、道の駅くるめ等で販売会等を実施した。 【R1 年度来場者:68,000 人】 ■ 農業と農産物の PR 動画を製作し、各種イベント、スーパーや西鉄電車、ソラリアビジョン等での放映、テレビやラジオでの CM 放送、YouTube での動画配信などを実施。 【H30 年度:テレビ・ラジオ CM 放映・YouTube 広告 R1 年度:福岡都市圏大型ビジョン及び西鉄電車内ビジョン放映 R2 年度:福岡都市圏大型ビジョン放映 YouTube 広告】 	<ul style="list-style-type: none"> ● R1 年度まで「ふるさとくるめ農業まつり」等を活用し、生産者が消費者に直接、食と農の重要性を PR する機会が持てた。R2 年度からのコロナ禍により、農業まつりの開催が中止となったが、今後も関係団体と連携して、新しい生活様式に対応したイベントの在り方や情報発信を行う必要がある。

個別施策	事業実績	成果と課題
2.地産地消の推進	<p>①地産地消を進める環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ■久留米産農産物の包装資材等への「キラリ久留米」や「くるっば」などのロゴマークの導入支援を実施した。 【ロゴマーク導入実績:(累積)6団体・38品目】 ■久留米産農産物コーナーの表示を強化するため、垂れ幕やのぼり等の資材設置や、直売所やインショップでのPR動画のモニター放映を実施した。 【R2年度PR資材設置店舗:8店舗】 【R2年度電子POPモニター設置店舗:17店舗】 ■地産地消推進店のマップを作成してPRや農業関連イベントへの出店による制度の周知を推進した。 【R2年度地産地消推進店登録数:234店舗】 	<ul style="list-style-type: none"> ●ロゴマークの市民認知度は60%程度と伸び悩んでいるため、今後も市民に久留米産農産物であることの表示の強化に向けて、関係団体と連携・協力を行いながら認知度向上に向けた取組を推進する必要がある。 ●地産地消推進店は、近年登録店舗数の減少が続いているため、推進店のPR手法の見直しや他のイベント等と連携して取組を充実する必要がある。
	<p>②地産地消の意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ■R1年度まで久留米産農産物の調理法を紹介し、消費拡大を図るため、久留米市食生活改善推進員協議会に委託し、各校区等で料理講習会を実施した。 R2～3年度はコロナ禍により、事業を中止。 【R1年度:30回実施、参加人数593人】 ■ABC Cooking Studioと連携した子育て世代向けの料理講習会を実施し、若い世代へ地産地消の意識の啓発を行った。 【H28～H30年度:延べ参加数107人】 	<ul style="list-style-type: none"> ●講習会の参加者は、中高年や女性の比率が高く、若年層の参加者は少ない状況が続いている。今後は、ニーズ等を調査して、若年層が関心を持ち、参加しやすい事業内容に見直し、新しい生活様式に対応した形態の事業を推進する必要がある。

全体の評価

- 久留米産農産物への愛着の醸成を図るため、農業体験、イベント等を介した消費者との交流や、料理講習会等を関係団体と協働して実施するとともに、農産物の生産・消費地である久留米市の特性を生かし、「農業・農産物への理解を促進する食育」を推進した。
- 目標指標である「地産地消を意識している市民の割合」、「料理講習会の男性参加率と子育て世代の(40歳代までの)参加率」は、目標値には及ばない状況が続いている。
- 特に「若年層」と「男性」の食育や地産地消に対する関心が低いことが要因となっていると分析される。そのため、「若年層」や「男性」の意識向上に向けて、地産地消の意義の啓発や自ら取り組みやすい環境づくりなど、関心を持ってもらえるように新しい生活様式に対応しながら実施していく必要がある。

IV 環境との調和を図る食育

個別施策	事業実績	成果と課題
<p>1. 食と環境について考え学べる機会の拡大</p>	<p>①環境まなびのまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 生ごみ堆肥化や野菜づくりを指導する生ごみリサイクルアドバイザーを保育所、幼稚園、小中学校、地域等に派遣し、食と環境について考え学べる場を提供した。 【生ごみリサイクルに取り組む団体数 H28年度:106件→R2年度:120件】 ■ H30年度から「食の循環体験事業」を開始し、小学生親子を対象に、生ごみリサイクルでの土作りや野菜の収穫体験、収穫した野菜を使ったエコ・クッキングを安武百祥会や久留米信愛短期大学と協働で実施。R2年度はコロナ禍のため「食の循環体験事業」を中止したが、エコ・クッキングを広める方策として、久留米信愛短期大学の学生が食材の使い切りレシピを考え、市と協働で動画を作成した。 【参加人数 H30年度:148名→R1年度:69名】 ■ 地域等で生ごみリサイクルを指導するリーダーを育成するため、講習会等を開催し、リーダーとして活動できる人材の発掘を行った。 【講習会参加者 H28～R2年度延べ:215名】 ■ 生ごみリサイクルの手法を学ぶ生ごみリサイクル講習会や、ごみ減量・再利用について学ぶ3R学習会、野菜の皮等を使ったスープやミネラルたっぷりのふりかけづくり講座等を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生ごみリサイクルアドバイザー派遣事業では、児童や地域住民が生ごみ等の堆肥化や野菜づくりを体験し、「食の循環」による食育の推進に取り組むことで、土の中の微生物に対して親しみを持ち、自然の中に命を感じ、食べ物や環境について考える機会となった。 ● 「地域」で生ごみリサイクルが活発に実施されることで、生ごみ減量と家庭における食育の推進を図ることができた。今後も、派遣する施設や団体を増やすことで、より多くの市民に食と環境について考え学ぶ機会を提供し、自然環境に配慮した食生活の実践へと繋げていくことが必要である。 ● 「食の循環体験事業」を地域の団体、久留米信愛短期大学と協働で実施することで、食の循環や食品ロスについて学ぶ機会を提供した。今後は、食品ロスやごみ減量・再利用をテーマとした動画配信など、新たな生活様式に対応した取組を進める。 地域等で生ごみリサイクルを指導するリーダーの育成や、生ごみリサイクル講習会、3R学習会や食育講座などを開催し、ごみの減量や食品ロスの抑制などの啓発を行うことで、家庭における食育の推進への取組に繋がった。

全体の評価

- 食品ロスの抑制やごみ減量・再利用に関する普及・啓発により食育を推進するため、食品ロスの抑制などをテーマとした食育講演会や3R学習会等を開催した。
- 様々な年代に向けて学習機会の場を継続的に提供し、市民に環境と調和を図る食育を広げることができた。今後は新しい生活様式に対応するため、食品ロスやごみ減量・再利用をテーマとした動画を配信し、コロナ禍でも食と環境について学べる場を提供する。
- 目標指標である「生ごみリサイクルに取り組む団体数」は年々増加している。事業を実施できる畑が無いなどの課題はあるものの、プランターや段ボール等を活用しての実施や、教育施設以外の「地域」で事業に取り組む団体数を増やすなど、さらなる啓発を含めた取組が必要である。

共通 食育への理解と関心を高める

個別施策	事業実績	成果と課題
<p>1. 市民全体を対象とした情報発信</p>	<p>①食育に関する事業・イベント等の情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ■R1 年度まで「くるめ食育フェスタ」を、「ふるさとくるめ農業まつり」と同時開催し、市と関係団体が連携して、食育に関する体験コーナーやパネル展示などを実施した。 【R1 年度実績： 体験コーナー14 コマ、参加者総数 504 人 相談・展示コーナー9 ブース】 ■R2、3 年度はコロナ禍により、農業まつりが中止となったため、R2 年度から「くるめ食育パネル展」を市内公共施設等で実施した。 ■毎月 19 日の「食育の日」に食育通信を小中学校、地域コミュニティセンターへ電子メールで配信すると同時に、商工労働ニュースを活用して市内事業者へ啓発を行った。 ■市公式 LINE を活用して「食育通信」を配信して、市民に食育に関する情報を発信した。【R2 年 10 月～】 ■食育友の会の会員に対し、郵送でイベントや食育に関する情報提供を行った。 【R2 年度会員数 246 人、郵送 1 回】 	<ul style="list-style-type: none"> ●「くるめ食育フェスタ」では、幅広い年代に対して、各分野の食育の啓発を行ってきたが、R2、3 年度はコロナ禍により開催を中止した。今後は、新しい生活様式に対応した食育の PR や啓発の手法の検討が必要である。 ●食育通信を市公式 LINE で配信するとともに、市ホームページの充実を図り、効果的に市民に情報を発信することができた。今後は、子育て世代や若年層、男性に関心を持ってもらえるような情報発信の方法、食育通信の内容を検討していく必要がある。

全体の評価

- 「くるめ食育フェスタ」の開催、食育通信の発行、市ホームページ等での情報発信など、市民の食育への理解と関心を高めることを目的に事業を実施してきた。
- 目標指標の「20・30 歳代の食育への関心度」の基準値(H26 年度)は、68%と低い状況だったが、計画期間中は 80%を超えて推移しており、食育推進会議の各部会や関係団体等が継続的に実施してきた食育啓発の取組の一定の成果であると考えられる。
- 今後は、依然として食育に無関心な人に対して発信する情報の内容や手法の工夫、関心を持ってもらうための「きっかけ」づくりが課題である。また、新しい生活様式に対応した啓発方法の検討が必要である。

第2節 第3次プランの総括

第3次プランの総括から導かれる第4次プランの考え方を整理します。

－全体総括－

- 市民の食育への関心度は、8割を超えており、一定の事業成果は得られていると考えます。今後は、無関心な市民の意識付けにつながる取組を工夫して実施する必要があります。
- 食育は、幅広い分野に関連し多世代にわたるため、目標や対象を明確にして取り組み、効果を高めていくことが必要です。

－3つの視点の総括－

- 若い世代が、健全な食生活や生活習慣を営むことができる基盤づくりが体系的に実施され、次世代に循環する仕組みが実践されることが重要です。
- 教育・保育機関や事業者、市民等と協働した取組を継続して充実させ、裾野拡大を図る必要があります。
- 本市の特性である農業や商工業、医療機関・教育機関など、豊かな地域資源を生かした取組をさらに推進・拡大していくことが必要です。

－その他の課題－

- 早期に目標を達成した指標や目標値と実績値が乖離している指標があったため、目標設定の考え方などを見直すことが必要です。
- 新しい生活様式を踏まえた、啓発や情報発信、イベント開催の手法について、工夫して実施する必要があります。

－4つの基本施策及び共通施策の総括－

I 生きる力を育む食育

乳幼児期から切れ目なく体系的・継続的に食育の取組が実施されるだけでなく、家庭や地域と連携して、保護者と一緒に基本的な生活習慣を実践していくことが必要です。

II 健全な食生活を推進する食育

ライフステージ別の健康課題に考慮し、健全な食生活を送るため、各団体やコミュニティとの取組を充実させる。また、若い世代に向けた新しい情報発信の手法の検討が必要です。

III 農業・農産物への理解を促進する食育

生産者と消費者との交流などを通じて、『農業・農産物』への愛着の醸成を図るとともに、若年層等への地産地消に対する意識向上に向けた取組の充実が必要です。

IV 環境と調和を図る食育

ごみの減量・再利用など食の循環と環境に配慮した食育の推進を行い、食と環境について学ぶ機会を提供するとともに、自然環境に配慮した食生活の実践へとつなげる必要があります。

共通 食育への理解と関心を高める

食育の普及拡大に向けて、パネル展示やホームページ、広報等を活用した情報発信を継続し、食育への理解と関心を高めるとともに、効果的な情報発信の手法を検討することが必要です。

新型コロナウイルスの影響

- 食育の大きな要素である『共に楽しく食べる』機会が、地域・学校及び職場等で減少しつつあるものの、自宅で料理や食事をすることが増加しています。(食生活を見直す機会を活用し、食に関する意識の向上につなげる)
- 調理や生産現場など様々な体験する機会や、消費者が食の現場とつながりを持つ場面が自粛、縮小しています。

－第4次プランの考え方－

- 国の重点事項やSDGs(持続可能な開発目標)を踏まえるとともに、本市の特性を生かした取組を推進する。
- 「新しい生活様式に対応した食育の推進」の観点から、イベント開催や啓発・情報発信の形態を動画配信やSNSなどデジタルツールの積極的な活用を進める。
- 次世代を担う若い世代や子どもとその保護者を重点強化対象として継続し、食育の取組を推進する。
- 無関心者への意識付けや行動変容につながる啓発手法や環境づくりを推進する。
- 食の重要性や知識を次世代へ伝え、つなげる、食育の環境基盤づくりを推進する。
- 目標像(目指す姿)を共有化し、市民団体・関係機関・事業所等と連携して施策の推進を図る。

第3章

第4次プラン

第3章 第4次プラン

第1節 第4次プランの基本方針

平成18年に食育都市宣言を行い、第1次プラン(平成19～22年度)、第2次プラン(平成23～27年度)、第3次プラン(平成28～令和3年度)にわたり、関係団体・機関等と連携して食育の推進に取り組んできました。今後も、市民と協働して事業を推進するとともに、市民一人一人が、生涯にわたり自ら健全な食生活を実践し、食に関する感謝の念や理解をより一層深めることが大切です。

また、第3次プランで重点的に推進してきた「若い世代」や「子どもとその保護者」への取組は、基本的な生活習慣を形成し、健全な食生活を実践できる人間を育てるのみならず、食育を次世代へとつないでいくうえで、引き続き力を入れて推進する必要があります。

第4次プランでは、これまでの食育推進プランの取組を継続して推進しながら、『新しい生活様式』に対応するとともに、食育は、『SDGs(持続可能な開発目標)』の達成に寄与するものであることを踏まえ、教育や子育てを中心に健康や農業、環境の視点を生かした食育施策を効果的に推進します。

第2節 目標像

1. 目標像(目指す姿)

食育基本法の前文にある基本理念を踏まえるとともに国の第4次食育推進基本計画の基本的な方針(重点事項)を考慮し、目標像として掲げます。

市民みんなが食への理解を深め、生涯にわたり健全な食生活を実践するまち

■食育基本法前文一部抜粋

『すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。』

『…様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。』

■第4次食育推進基本計画の基本的な方針(重点事項)

- ①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
- ②持続可能な食を支える食育の推進
- ③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

2. 基本視点と施策

第4次プランの目標像の達成を目指し、次に示す基本視点（推進の考え方）を踏まえて、基本施策、共通施策の取組を推進します。

基本視点1

市民みんなが生涯にわたる 取組を次世代につなげる

生涯にわたり一人一人が「食」の知識や適切な判断力を養い、健全な食生活を実現することで、健康の増進と豊かな人間性を育む食育の取組を次世代に循環します。

基本視点2

久留米市の特性を生かし、 協働の裾野を広げる

農業・商工業、医療機関、教育機関の集積などの高いポテンシャルを生かすとともに、様々な機関と協働・連携することで事業効果を高め、食育の取組を拡充します。

基本視点3

新しい生活様式に対応する

新たな日常における暮らし方や働き方の変化に応じた食育を推進するとともに、デジタルコンテンツを有効的に活用します。

基本施策Ⅰ

生きる力を育む食育

子どもが健やかに成長し、生涯にわたって健康に生きる力を育むため、正しい知識と食習慣を身につける食育を推進します。

基本施策Ⅱ

健康づくりのための食育

生涯を通じていきいきと暮らすために、食を通じた健康づくりを実践することができるよう推進します。

基本施策Ⅲ

食と農への理解を促進する食育

生産者と消費者との交流や地産地消の推進により、食と農の重要性や持続性を認識し、久留米産農産物の消費を通じた食育を推進します。

基本施策Ⅳ

環境に配慮した食育

食品ロス削減の取組やごみの減量、再利用に関する普及・啓発を行い、自然環境に配慮した食育の推進を図ります。

共通施策

食育への理解と関心を高める

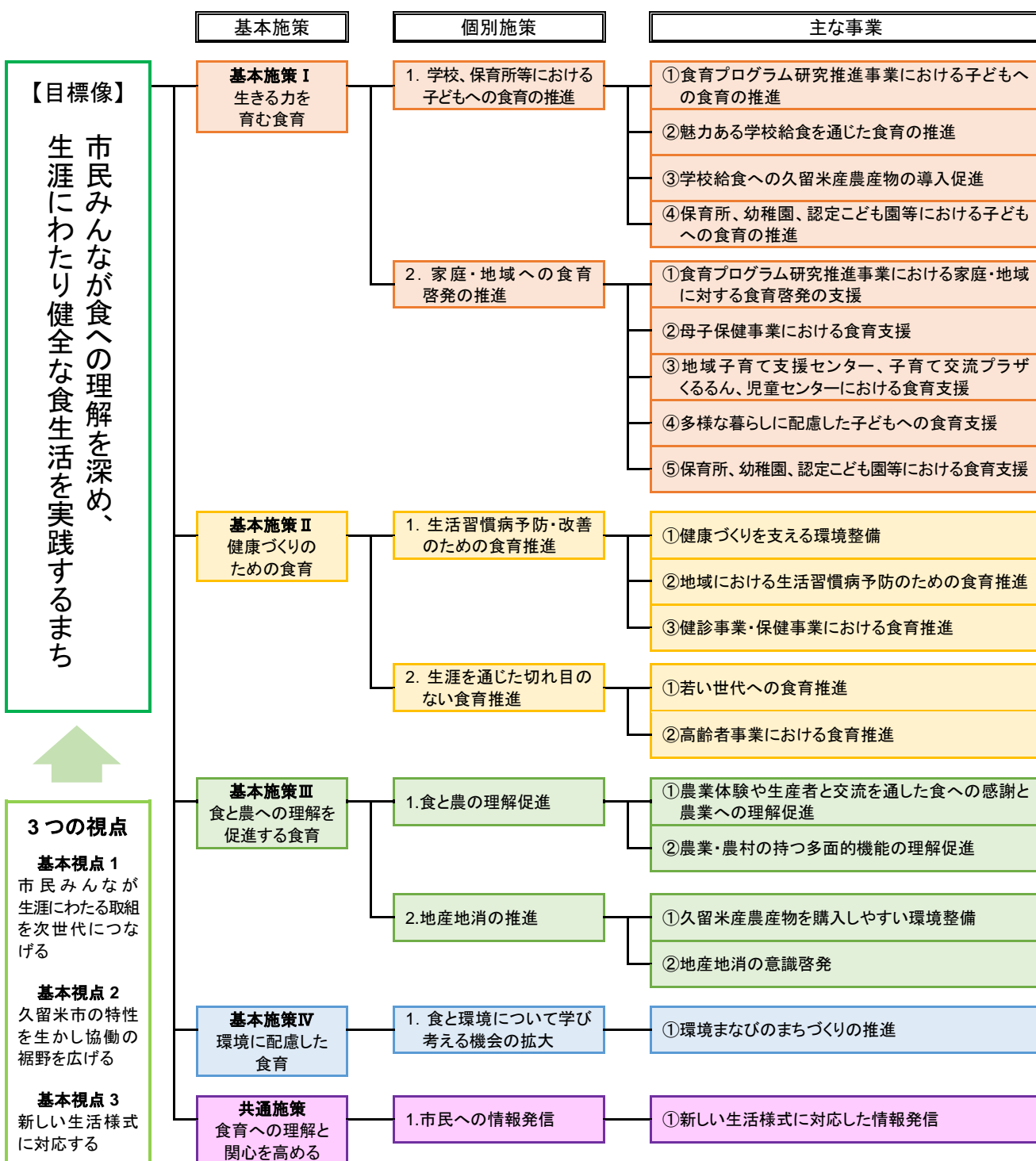
市民全体を対象に、イベントの開催や SNS など新しいツールを活用した情報発信を行い、食育への理解と関心を高める。

第3節 施策および目標指標

3つの基本視点を踏まえ、4つの基本施策及び共通施策を推進します。

また、基本施策を具体的に推進するために「個別施策」、「主な事業」を掲げ、プランの状況や成果を把握するために、個別施策ごとに「目標指標」を定めます。






各個別施策の取組は、関係の深いSDGsの目標を提示し、成果指標の達成に向けて、施策を推進することにより、持続可能な社会の実現に貢献します。



基本施策Ⅰ 生きる力を育む食育

施策目標

子どもが健やかに成長し、生涯にわたって健康に生きる力を育むため、正しい知識と食習慣を身につける食育を推進します。


個別施策1	学校、保育所等における子どもへの食育の推進																			
関係が深いSDGs項目	    																			
主な事業		目標指数																		
①食育プログラム研究推進事業における子どもへの食育の推進 <ul style="list-style-type: none"> 久留米市栄養教諭等研究会で作成する「久留米市食育プログラム年間計画」に基づいて、担任と連携しながら生活科や社会科、特別活動等で食に関わる指導を実施し、児童生徒の食に関わる資質・能力の育成を図ります。 学校における食に関わる指導以外での食育推進活動（親子料理教室の実施、家庭への働きかけとしてのレシピカードや保護者向けの通信等の作成・配布及びレシピの動画作成・配信等）に対して支援します。 		担任と連携した教科等指導を実施した栄養教諭の割合 <table border="1"> <tr> <td>R2年度 61%</td> <td>R7年度 100%</td> </tr> </table>	R2年度 61%	R7年度 100%																
R2年度 61%	R7年度 100%																			
②魅力ある学校給食を通じた食育の推進 <ul style="list-style-type: none"> 学校給食が、「生きた教材」として活用されるよう、「久留米市食育プログラム年間計画」と関連した献立年間計画を作成し、楽しい給食を通して効果的な食育を実施します。 献立のねらい（栄養バランスや噛むこと等）に基づいた給食指導資料を作成し、給食時間の放送資料として学校へ配布します。 子どもたちが望ましい食習慣を身につけることができるように、「給食献立表」及び「給食だより」の発行や試食会の開催など、家庭への食育啓発を行います。 		学校給食残食率の平均値 <table border="1"> <tr> <td>R1年度</td> <td>R7年度</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>小学校</td> </tr> <tr> <td>米 2.5%</td> <td>米 2.5%</td> </tr> <tr> <td>パン 3.0%</td> <td>パン 2.5%</td> </tr> <tr> <td>副食 2.7%</td> <td>副食 2.5%</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>中学校</td> </tr> <tr> <td>米 1.1%</td> <td>米 1.1%</td> </tr> <tr> <td>パン 0.8%</td> <td>パン 0.8%</td> </tr> <tr> <td>副食 0.7%</td> <td>副食 0.7%</td> </tr> </table>	R1年度	R7年度	小学校	小学校	米 2.5%	米 2.5%	パン 3.0%	パン 2.5%	副食 2.7%	副食 2.5%	中学校	中学校	米 1.1%	米 1.1%	パン 0.8%	パン 0.8%	副食 0.7%	副食 0.7%
R1年度	R7年度																			
小学校	小学校																			
米 2.5%	米 2.5%																			
パン 3.0%	パン 2.5%																			
副食 2.7%	副食 2.5%																			
中学校	中学校																			
米 1.1%	米 1.1%																			
パン 0.8%	パン 0.8%																			
副食 0.7%	副食 0.7%																			
③学校給食への久留米産農産物の導入促進 <ul style="list-style-type: none"> 久留米産の米を使用した主食に加え、旬の久留米産野菜を多く使用した副食による「地場産の日」を毎月2回設定します。 久留米産農産物の積極的な活用を念頭に置いた献立年間計画を作成するとともに、新規献立を考案など、献立の工夫改善を行います。また、生産者と子どもたちとの収穫体験や交流給食等の活動を通して感謝の念を育みます。 学校給食調理員による久留米産農産物を使用した料理コンクールを行い、調理技術スキルと意欲を高め、学校給食における食事内容の充実と多様化を図ります。 		学校給食で導入した久留米産農産物の使用割合（金額） <table border="1"> <tr> <td>H28～R2 平均 58%</td> <td>R7年度 62%</td> </tr> </table>	H28～R2 平均 58%	R7年度 62%																
H28～R2 平均 58%	R7年度 62%																			
④保育所、幼稚園、認定こども園等における子どもへの食育の推進 <ul style="list-style-type: none"> 各園で様々な形態によって提供される給食が、子どもの発育、発達、健康状態、栄養状態、摂食機能など、子どもの特性に応じて適切に実施できるように、食事計画や献立作成時に必要な情報の提供による支援や研修などを実施します。 																				

個別施策2 家庭・地域への食育啓発の推進						
関係が深いSDGs項目	   					
主な事業		目標指数				
①食育プログラム研究推進事業における家庭・地域に対する食育啓発の支援 ●学校、家庭、地域が自校の児童生徒の朝食を含む食生活の実態を把握し、課題を共有するとともに、その課題解決にむけた三者が協働して朝食摂取を促す取組を実施することに対して支援を行います。 ●朝食摂取を促す三者協働の効果的な取組が、他校への取組の参考事例となるように啓発を行います。		朝食を欠食する小・中学生の割合 <table border="1"> <tr> <td>R3年度 小学生 2.1% (全国平均値 1.2%)</td> <td rowspan="2">R7年度 全国平均値以下</td> </tr> <tr> <td>中学生 2.5% (全国平均値 2.2%)</td> </tr> </table>		R3年度 小学生 2.1% (全国平均値 1.2%)	R7年度 全国平均値以下	中学生 2.5% (全国平均値 2.2%)
R3年度 小学生 2.1% (全国平均値 1.2%)	R7年度 全国平均値以下					
中学生 2.5% (全国平均値 2.2%)						
②母子保健事業における食育支援 ●妊娠届出の際に、妊婦の健康状態や食生活などを把握し、リスクに応じた適切な食生活指導等を行います。 ●離乳食教室や子育て相談会などを利用し、子どもだけでなく大人も含めた食生活改善を促し、家庭での「共食」を通じた食生活の支援に努めます。		朝食または夕食を家族と一緒に食べる3歳児の「1週間あたりの共食」の回数 <table border="1"> <tr> <td>R2年度 12.6回/週</td> <td>R7年度 13回/週以上</td> </tr> </table>		R2年度 12.6回/週	R7年度 13回/週以上	
R2年度 12.6回/週	R7年度 13回/週以上					
③地域子育て支援センター、子育て交流プラザくるるん、児童センターにおける食育支援 ●地域子育て支援センターなどの子育て支援施設で実施する食育講座や離乳食相談会などを通じて家庭での正しい食習慣の推進を行います。		保護者に対して2種類以上の食育啓発を行う保育所、幼稚園、認定こども園の割合 <table border="1"> <tr> <td>R2年度 83.3% (80/96園)</td> <td>R7年度 100% (96/96園)</td> </tr> </table>		R2年度 83.3% (80/96園)	R7年度 100% (96/96園)	
R2年度 83.3% (80/96園)	R7年度 100% (96/96園)					
④多様な暮らしに配慮した子どもへの食育支援 ●様々な家庭の事情を抱えた子どもへの食事の提供や地域との交流を支援し、食生活の向上と望ましい食習慣の形成を図ります。		<table border="1"> <tr> <td>R2年度 83.3% (80/96園)</td> <td>R7年度 100% (96/96園)</td> </tr> </table>		R2年度 83.3% (80/96園)	R7年度 100% (96/96園)	
R2年度 83.3% (80/96園)	R7年度 100% (96/96園)					
⑤保育所、幼稚園、認定こども園等における食育支援 ●給食献立表、給食だよりの発行、給食試食会や親子クッキングの実施、給食の展示など、保育所、幼稚園、認定こども園において、家庭を含めた保護者への食育啓発の支援を行います。		<参考> <table border="1"> <tr> <td>R1年度 95.8% (92/96園)</td> </tr> </table>		R1年度 95.8% (92/96園)		
R1年度 95.8% (92/96園)						

基本施策Ⅱ 健康づくりのための食育

施策目標

生涯を通じていきいきと暮らすために、食を通じた健康づくりを実践することができるよう食育を推進します。

個別施策1	生活習慣病予防・改善のための食育推進		
関係が深いSDGs項目			
主な事業		目標指数	
①健康づくりを支える環境整備 ●くるめ健康づくり応援店事業により、市内の飲食店や食料品販売店等で健康情報提供や栄養成分表示等を行い、健康に配慮した食環境の整備を進めます。 ●給食施設に対して、栄養指導員により食を通じた健康づくりを促進するための支援・指導を行います。		主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている市民の割合 （市政アンケートモニター調査）	
②地域における生活習慣病予防のための食育推進 ●食生活改善推進員が地域において、講話や調理実習等を通じて生活習慣病予防についての普及・啓発を行います。			
③健診事業・保健事業における食育推進 ●健康管理ブック等で、主食・主菜・副菜をそろえた食事等の情報提供を行います。 ●特定保健指導等の生活習慣病発症・重症化予防のための保健指導や出前講座を実施します。			
		R3年度 50.9%	R7年度 60%



個別施策2	生涯を通じた切れ目のない食育推進		
関係が深いSDGs項目			
主な事業		目標指数	
①若い世代への食育推進 ●YouTube 動画等手軽に情報を入手できるツールを活用して、食に関する情報発信を行います。 ●高校生・大学生等を対象に講話や実習による食育教室を実施します。		食を通じた健康づくりをテーマとした動画再生回数(累計)	
②高齢者事業における食育推進 ●介護予防事業の中で、フレイル予防や口腔機能の向上に関する講座を行います。		R2年度 12,788回	R7年度 +50,000回

基本施策Ⅲ 食と農への理解を促進する食育

施策目標

生産者と消費者との交流や地産地消の推進により、食と農の重要性や持続性を認識し、久留米産農産物の消費を通じた食育を推進します。




個別施策 1	食と農の理解促進	
関係が深い SDGs 項目	  	
主な事業		目標指数
①農業体験や生産者との交流を通じた食への感謝と農業への理解促進 <ul style="list-style-type: none"> ●市内の小学校での学童農園活動を支援し、小学生の農業・農村への理解促進を図るとともに、ふれあい農業公園等での農業体験を通じて、食への感謝の気持ちの醸成を推進します。 ●農業まつりなどの開催による生産者と消費者の交流や情報発信を行い、市民の食と農への理解を促進します。 		農業体験や学童農園事業への参加人数 R2年度 12,778人 R7年度 23,200人
②農業・農村の持つ多面的機能の理解促進 <ul style="list-style-type: none"> ●農業まつりや中央図書館等において、農業の魅力や農業・農村の多面的機能を示したパネルを展示し、情報発信を行うことによる理解促進を図ります。 ●食と農の重要性を理解し、久留米産農産物に愛着を持ってもらうため、小学生を中心として、本市農業の特長や魅力の発信に取り組みます。 		<参考> R1年度 20,239人

個別施策 2	地産地消の推進	
関係が深い SDGs 項目	 	
主な事業		目標指数
①久留米産農産物を購入しやすい環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ●久留米産農産物であることを市民や事業者が認識しやすくするため、流通過程における「キラリ久留米」や「くるっば」のロゴマークの貼付を推進します。 ●市内スーパーや小売店等で久留米産農産物の表示を強化するため、効果的な PR 資材を作製・配布し、掲示してもらうなど、市民が購入・消費しやすい環境を整備します。 		地産地消を意識している市民の割合 （市政アンケートモニター調査） R3年度 54% R7年度 65%
②地産地消の意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> ●久留米産農産物を使ったメニューを考案し、地産地消動画の配信や料理講習会の実施等による情報発信を行い、伝統食や地産地消への意識向上につなげます。 ●飲食店や保育所・幼稚園及び医療・福祉施設等に対する久留米産農産物の利用について、情報発信等に努めます。 		

基本施策Ⅳ 環境に配慮した食育

施策目標


食品ロス削減の取組やごみの減量、再利用に関する普及・啓発を行い、自然環境に配慮した食育を推進します。

個別施策1	食と環境について学び考える機会の拡大		
関係が深いSDGs項目			
主な事業		目標指数	
①環境まなびのまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ●生ごみの堆肥化や野菜づくりを指導する生ごみリサイクルアドバイザーを保育所、幼稚園、学校、地域等に派遣し、体験を通して「食の循環」による食育の推進を図ります。特に地域での生ごみリサイクルアドバイザー派遣事業を拡大し、子どもから大人まで環境に配慮した食生活を送る市民を増やします。 ●家庭から排出される生ごみの堆肥化を促進するため、地域等で生ごみリサイクルを指導するリーダーを育成します。 ●新たな日常における暮らし方や働き方の変化に応じ、食品ロスやごみ減量、再利用をテーマとした動画を作成し、情報発信を強化します。 ●宮ノ陣クリーンセンター「環境交流プラザ」を拠点として、食育講演会、生ごみリサイクル講習会、3R学習会を実施し、食品ロスの抑制など持続可能な社会の実現に向けた食育の推進を図ります。 		生ごみリサイクルに取り組む団体数(累計)	
		R2年度 120件	R7年度 135件

共通施策 食育への理解と関心を高める

施策目標

市民全体を対象に、イベントの開催や SNS など新しいツールを活用した情報発信を行い、食育への理解と関心を高めます。

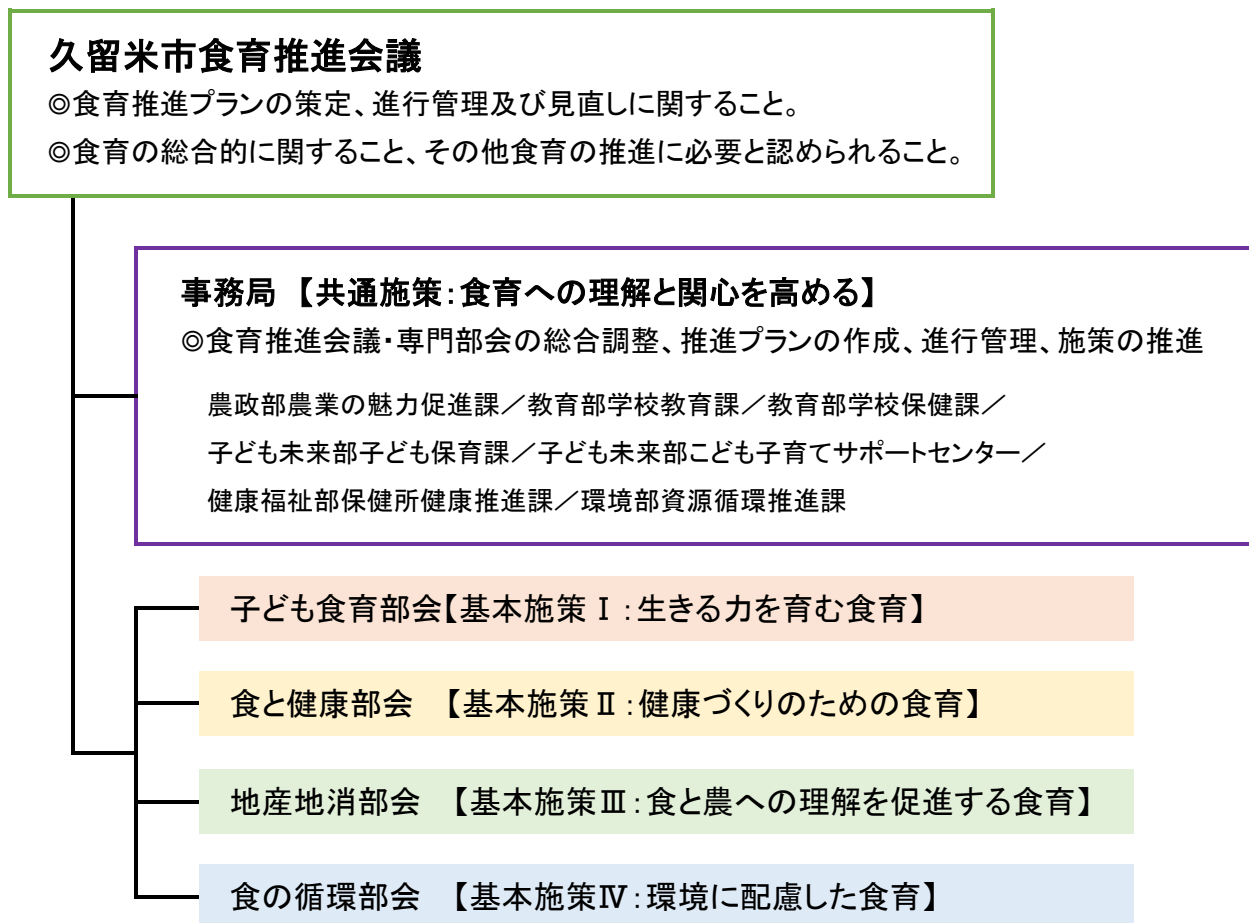
個別施策1	市民への情報発信		
関係が深いSDGs項目			
主な事業		目標指数	
①新しい生活様式に対応した情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ●市民全体を対象として、食育をテーマとする展示会等を開催し、食育への関心度・認知度向上に努めます。 ●市公式LINEを使った食育通信の発行や、SNS等を活用した食育に関する事業やイベントの告知を行い、特に若い世代に向けた情報発信の強化を図ります。 		食育に関心を持つ市民(20歳代、30歳代)の割合(市政アンケートモニター調査)	
		R3年度 83.3%	R7年度 90%

第4節 推進体制と進行管理

1. 食育推進体制

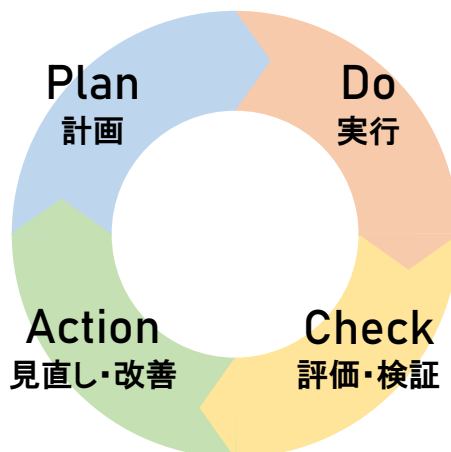
本市における食育は、学識経験者、関係機関、市民団体、行政等で構成される「久留米市食育推進会議」が中心となり、市民との協働により、総合的に推進します。

久留米市食育推進会議の下に、第4次プランの基本施策ごとに専門部会を設け、食育の取組を具体的に推進していきます。



2. 進行管理

第4次プランの推進状況は、久留米市食育推進会議において、毎年度、事業計画や事業実績、目標指標の進捗状況等を審議します。また、プランの進捗管理にあたっては、目標指標の状況を確認しながら、評価・検証するとともに、社会状況など環境の変化を踏まえ、必要に応じて基本施策を見直すなど、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。



第4章

市民の行動指針

第4章 市民の行動指針

食は、私たちが生きていくうえで、無くてはならない基本的なものです。そのため、食育は特別な時にだけ取り組むものではなく、家庭、地域、保育所、幼稚園、学校、職場など私たちの毎日の生活の中の様々な場面において、自らが主体的に取り組むことが必要です。

生活の様々な場面で取り組む市民の行動指針を次のとおり設定します。

元気に一日を過ごすため、朝食を食べる食習慣を身に付け、食事を楽しみます。

一日の活力となる「朝ごはん」を毎日摂る習慣を身に付けます。家族や友人などと食卓を囲み、コミュニケーションの場としてだけでなく、食事の大切さを再確認するとともに、食事を楽しみます。また、子どもたちに望ましい食習慣を伝えていきます。

主食・主菜・副菜をそろえた食事を心がけます。

健全な食生活を送るため、多様な食品や調理法を組み合わせ、主食・主菜・副菜のそろった栄養バランスの良い食事を心がけます。

自然環境を守り、ふるさとの生み出す豊かな食の恵みをいただきます。

耳納連山と筑後川により育まれたふるさとの農業・農村の自然環境を守り、そこから生産される豊富な久留米産農産物を積極的に利用します。

感謝の気持ちを持って、限りある資源を大切にします。

動物や植物の命をいただくこと、生産者や料理人に感謝の気持ちを持って、食事をしましょう。ふるさとの自然環境を守り、限りある食と資源を大切にします。

生涯にわたり食育の取組を実践し、次世代につなげます。

様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践するとともに、生涯にわたって食文化の継承や食への感謝の気持ちなど、食に関する考え方を育む食育の取組を子どもたちや若い世代につなげます。

資料編

1. 用語解説

用語	解説
あ行	
新しい生活様式	新型コロナウイルスなどの新たな感染症の感染拡大の防止と社会経済活動を両立していくためには、市民一人一人が、密集・密接・密閉の3つの密を回避するといった、基本的な感染対策を実践するとともに、日常生活を営む上での基本的な生活様式や働き方の新しいスタイルにおいても飛沫感染や接触感染などへの対策を取り入れた取組を実践していくこと。
SNS(エスエヌエス)	ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略称。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。
SDGs(エス・ディ・ジーズ) 【Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標】	平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、17 のゴールと 169 のターゲットから構成された、2030 年までに達成すべき目標を示したもの。
か行	
介護予防事業	元気な人も支援・介護が必要な人も、生活機能の低下や重症化をできるだけ防ぎ自分らしい生活を実現するために、65 歳以上を対象に実施される講座や教室。にこにこステップ運動や口からはじまる健康長寿講座、認知症予防講座などがある。
学童農園	子どもたちが農業体験等を通して、食と農の大切さを学ぶ機会を提供するため、地域の農業者や JA、教育委員会、行政が連携して、田植えや稲刈りの指導、農業の講話などを行うもの。
環境交流プラザ	宮ノ陣クリーンセンターに設置された、市民に地球規模の環境破壊や身近なごみ問題などの理解を深めてもらうための施設。ゲーム、体験、映像などで楽しく学ぶことができる。
協働	市民、市民活動団体、地域コミュニティ組織、事業者、行政などがお互いの立場や特性を理解し尊重しながら、対等な立場でそれぞれの役割と責任において、独自に、あるいは、連携・協力して、地域の課題解決や目標達成に取り組むこと。
キラリ久留米ロゴマーク	筑後川に生まれた人と風土、その人と風土に培われた豊かな食、文化芸術、ものづくりの技術など、様々な魅力がキラリと輝いている久留米を表すキャッチコピーのロゴマーク。
くるっば	久留米市のイメージキャラクター。キラリ久留米宣伝課長として、久留米市の魅力づくりを伝える役目をしている。
くるめ健康づくり応援店	料理のエネルギーや食塩相当量などの栄養成分表示や健康に配慮したヘルシーメニューの提供、食事や栄養に関する情報の提供などを行い、市民の健康づくりを応援する店舗。
くるめ子どもの笑顔プラン	子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき策定された、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を推計し、その対応策の確保を図る子ども・子育て分野の基本的な計画。(第2期計画期間:令和2～令和6年度)
久留米市栄養教諭等研究会	食育プログラム研究推進事業の1つであり、久留米市栄養教諭・学校栄養教職員等で構成する組織で、学校給食業務の進歩・発展及び食育の推進のために資質向上並びに研修を深めるもの。
久留米市環境基本計画	環境基本条例第8条に基づき、策定する環境分野の総合計画として位置づけられ、環境分野の各種計画及び施策を立案する上で基本計画となる計画。(計画期間:令和3～令和7年度)
久留米市教育振興プラン	国の「第3期教育振興基本計画」の内容等を参酌するとともに、「新総合計画第4次基本計画」及び「教育に関する大綱」の理念及び基本方針等の実現に向けた久留米市教育施策の中期的事業プラン。(計画期間:令和2～令和7年度)

第4次久留米市食育推進プラン（令和4年度－令和7年度）

久留米市「食育プログラム」 年間計画	年間を通して食育を組織的、計画的に推進するために、食に関わる教科等及び給食時間の指導、学校給食の関連事項を整理したもの。
久留米市食料・農業・農村 基本計画	食料・農業・農村基本条例第8条に基づき、食料の安定供給と農業、農村の振興に関する基本的な計画を定めた農業政策のマスタープラン。（第3期基本計画：令和2～令和7年度）
久留米市新総合計画・第4 次基本計画	「水と緑の人間都市」を基本理念に、「誇りが持てる美しい都市」、「市民一人ひとりが輝く都市」、「活力あふれる中核都市」の3つの都市像の実現に向けた都市づくりの基盤となる計画。（第4次計画期間：令和2～令和7年度）
久留米市男女共同参画行 動計画	男女が互いに尊重しあい、一人ひとりが個性と能力を発揮できるまちづくりを目指して策定する、男女平等政策の基本計画となるもの。（第4次男女共同参画行動計画期間：令和3～令和7年度）
久留米市土づくり広場	隣接するJAくるめ西部土づくりセンターと連携した土づくり学習への機会や農業体験の場の提供、生産者と消費者の交流を目的に安武町に開設された施設。
くるめ食育フェスタ	第2次食育推進プランの策定を契機に開始した市民への食育啓発のシンボルイベント。調理体験などの体験を通して食育を学ぶことができる。
健康管理ブック	久留米市の国民健康保険特定健康診査受診者に配布している冊子。健診項目の数値の解説や健康づくりのための食生活や運動に関するポイントを掲載しており、健診後の生活改善に役立ててもらえるもの。
健康くるめ21計画	健康増進法に規定された、生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図り、市民一人ひとりが生涯を充実して過ごすことを目的とした計画。（第2期計画期間：平成25～令和4年度）
さ行	
市政アンケートモニター調査	市政に関する市民の意向やニーズを把握し、市の施策推進の参考データとするとともに、市民の市政への関心を高め、理解を深めることを目的とした調査のこと。「くるモニ」ともいう。無作為に抽出した市政アンケートモニターを対象にインターネット等を活用して調査を行っている。
食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な生活を実践することができる人間を育てること。
食育友の会	市民の食育への関心を深めることを目的に平成20年度に開始した事業。市が募集し、登録した会員に対して、メールや郵便で食育に関する情報の提供を行っている。
食育プログラム研究推進事業	久留米市教育振興プランの具体化に向けた施策の1つであり、子どもたちの食に関する正しい知識と望ましい食習慣を育成するものである。
食生活改善推進員	地域の健康づくりを支えるボランティア。市民の身近なところで調理実習などを通じた食生活改善等に取り組んでいる。食生活改善推進員になるためには、養成教室の受講が必要。
食の循環体験事業	小学生親子と一緒に、生ごみリサイクルによる土づくりから野菜の植付・収穫、収穫した野菜を使ったエコ・クッキング教室を通して、食の循環や食品ロス削減を学ぶ事業。安武百祥会や久留米信愛短期大学と協働で実施。

第4次久留米市食育推進プラン（令和4年度－令和7年度）

3R(スリーアール)	環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの語の頭文字を取ったもの。Reduce(リデュース):廃棄物の発生抑制、Reuse(リユース):再使用、Recycle(リサイクル):再資源化。
た行	
地産地消	地域で生産された農林水産物をその地域内で消費する取組。食料自給率の向上や環境負荷の少ない社会構築に寄与する取組である。
地産地消推進店	市が久留米産農産物を積極的に販売・使用している店として募集・登録した店舗。冊子・チラシや市ホームページ等で消費者に紹介している。
地産地消動画	市内で生産される農産物と農業者の紹介と、その農産物を使ったレシピによる調理の様子を動画にまとめたもの。
特定保健指導	特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、保健師や管理栄養士などの専門スタッフより行われる保健指導。
な行	
生ごみリサイクルアドバイザー	生ごみの減量、堆肥化、野菜づくり等に関する知識や技術を持ち、保育所、幼稚園、学校、地域などの要請に応じて指導者として活動する人のこと。
農業・農村の多面的機能	農業や農村が持つ生産機能以外の機能のこと。私たちの生活に恩恵をもたらす「国土の保全」、「水源のかん養」、「良好な景観の形成」、「文化の伝承」、「食料の安全保障」などの機能が挙げられる。
農商工連携	農林漁業者と商工業者が互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。6次産業化の1つである。
は行	
パブリック・コメント	公の機関が政策や条例、計画などを作る過程で市民の意見を募集する手続きをすること。
PDCA サイクル (ピーディーシーイー)	事業活動における生産管理や品質管理等の管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。
ふれあい農業公園	市民が余暇などを利用して農作物を栽培できる市民農園や、キャンプやバーベキューなどの憩いの場の提供などを通して、都市と農村の交流を目的に草野町に開設された施設。
フレイル	加齢にとともに体や心のはたらき、社会的なつながりが弱くなった状態のこと。そのまま放置すると要介護状態になる可能性があるが、そのことに早めに気づいて、食事や身体活動、社会参加などを見直すことで健康に戻ることができる。
や行	
安武百祥会 (やすたけひやくしょうかい)	安武コミュニティセンター隣接の休耕田の有効活用と高齢者を含む多世代の住民交流促進を目的として、地域住民が各家庭から生ごみを持ち寄り、土づくり、野菜づくり、収穫、花づくりなどの活動を行う市民活動団体。

2. 食育基本法

（平成17年6月17日、法律第63号）

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県食育推進計画）

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（市町村食育推進計画）

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二條 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三條 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四條 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

第二十五條 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

（食育推進会議の設置及び所掌事務）

第二十六條 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

（組織）

第二十七條 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

（会長）

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員）

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国务大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

（政令への委任）

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県食育推進会議）

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（市町村食育推進会議）

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二十一年六月五日法律第四九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二七年九月一日法律第六六号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

（食育基本法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

3. 第4次プランの策定経過

(1) 第4次プランの策定の経過

4回にわたる久留米市食育推進会議での審議、久留米市議会経済常任委員会での調査審議、パブリック・コメントによる市民からの意見募集などを経て、令和4年3月に策定しました。

	期 日	内 容
令 和 3 年 度	令和3年7月1日	久留米市食育推進会議(第1回審議) ・第3次プランの総括 ・第4次プラン策定の考え方
	令和3年8月25日	久留米市食育推進会議(第2回審議) ・第3次プラン総括から導かれる次期プランの考え方 ・第4次プランの骨子案
	令和3年12月21日	久留米市食育推進会議(第3回審議) ・第4次プランの素案
	令和4年1月18日	久留米市議会経済常任委員会所管事務調査 ・第4次プラン(素案)について
	令和4年2月1日 ～令和4年3月2日	第4次プランに対する意見募集(パブリック・コメント)の実施
	令和4年3月22日	久留米市議会経済常任委員会報告 ・第4次プランに対するパブリック・コメントの結果報告
	令和4年3月23日	久留米市食育推進会議(第4回審議) ・パブリック・コメントの結果報告 ・第4次プラン最終案
	令和4年3月31日	第4次プラン策定

(2)久留米市食育推進会議

久留米市食育推進会議は、食育を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年から設置され、学識経験者や関係機関、市民団体、行政などで構成する会議です。

本市の食育の総合的な推進に関することやプランの作成や見直しへの調査・審議に関することを所掌事務としております。

【委員名簿(順不同、敬称略)】

委員任期:令和3年5月1日～令和5年3月31日

◎会長 ○副会長

	団体名 役職	氏名
行政	久留米副市長	◎ 中島 年隆
学識経験者	久留米信愛短期大学フードデザイン学科 学科長	○ 山下 浩子
教育・保育 関係機関	久留米市立田主丸小学校 校長	古賀 伸一
	久留米市立江南中学校 校長	佐野 淳
	久留米市立南筑高等学校 校長	山下 経男
	(一社)久留米市保育協会 きらら保育園 園長	坂本 清美
	久留米市私立幼稚園協会 日善幼稚園 園長	早川 生子
	久留米市小・中学校 PTA 連合協議会 副会長 水分小学校 家庭教育委員	田中 のぞみ
	高牟礼中学校 PTA 副会長	小高 サユリ
健康・医療 関係機関	(一社)久留米歯科医師会 歯科医療委員会 委員長	山下 伸子
	(一社)福岡県歯科衛生士会南支部 支部長	佐藤 総子
保健衛生 関係機関	久留米市食品衛生協会 専務理事	高原 雄二
農商工業 関係機関	JAくるめ青年部 副部長	中村 優太
	JAくるめ女性部 部長	高田 恵子
	久留米商工会議所 事務局長	中島 誠治
市民団体	久留米市食生活改善推進員協議会 会長	宮地 陽子
	NPO 法人栄養ケア・ちっこ 理事	山崎 禮子
	スローフード協会筑後平野 会長	梅本 貴志
行政	久留米市健康福祉部 保健所長	吉田 まり子
	久留米市子ども未来部 部長	豊福 由紀子
	久留米市環境部 部長	甲斐田 忠之
	久留米市農政部 部長	山口 文刀
	久留米市教育部 部長	秦 美樹

※令和4年3月31日時点の委員名簿を掲載しています。

第4次久留米市食育推進プラン

令和4年度▶令和7年度

発行日 | 令和4年4月

発行者 | 久留米市農政部農業の魅力促進課

〒839-8520 久留米市城南町 15-3

TEL (0942)30-9165

FAX (0942)30-9717

E-mail noumi@city.kurume.lg.jp